

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災した児童

・生徒への十分な就学支援について

東日本大震災から9年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和2年度も30億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小・中学生に対する学用品等の援助やスクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童・生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

本事業の対象は、全国各地に避難している子どもたちです。福島県こども・青少年政策課によりますと、福島県では、令和2年3月時点で、自主避難を除き8,000人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは依然として多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも、事業の継続を強く望む声が届いています。しかし、事業に係る予算は単年度ごとに措置されるものであり、今後、仮に事業が終了する、又は規模が縮小することとなれば、支援事業に要する予算は自治体負担となることも危惧されます。

政府は、令和元年12月20日に、「「復興・創生期間」後における

東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興・創生期間後における方針を示しました。この中で、「令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。また、子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

福島の復興・再生に向けた手厚い支援が実施されていますが、これからも経済的に困窮している家庭の子どもたちへの就学支援は必要です。そのためにも、令和3年度以後においても国の被災児童生徒就学支援等事業を継続し、必要な財政措置を行うべきと考えます。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度以後も、全額国庫負担による被災児童生徒就学支援等事業を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月11日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

復興大臣

その他関係筋